

特別振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令の概要

3本の内閣府・法務省・財務省共管命令を改正するための命令。

(注) 当該命令により改正する命令の一覧は、[別紙 2] を参照。

特別振替機関の監督に関する命令の一部改正 (1 条)

投資法人制度において短期投資法人債が導入されたこと等に伴い、所要の改正を行う。